

工事請負契約等に係る入札参加停止

建設業法違反行為の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行います。

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号（建設業法違反行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商 号	株式会社カルタス本郷
代表者氏名	代表取締役 青島 正展
本店所在地	藤枝市下藪田 388-1
停 止 期 間	1 か月

3 入札参加停止の理由

株式会社カルタス本郷は、建設業法の規定に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年10月14日、静岡県知事から、監督処分（営業停止）を受けた。

4 停止期間の始期及び終期

令和7年10月17日から令和7年11月16日まで

（参考） 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号

措置要件	措置期間
建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（略）。	1 か月以上 9 か月以内